

事業主様

西日本パッキング健康保険組合
理事長 竹本 實生

健康保険被扶養者の認定状況の確認について

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険の被扶養者となっている方について、健康保険法施行規則第 50 条及び厚生労働省からの通知に基づき、定期的な被扶養者認定状況の確認（以下「確認」）を、実施いたします。つきましては、「健康保険被扶養者確認調書」（以下「調書」）をお送りいたしますので、該当被保険者の方々に配布していただき、下記事項を参考に、記入漏れや必要書類の不備をご確認のうえ、事業所で取りまとめて、期限までに当健康保険組合にご提出願います。

また、「被扶養者確認調書控えリスト」を同封しておりますので、チェックリストとしてご利用ください。

なお、この確認は、保険診療を適正に受けていただくために必要な事務ですので、事業主・被保険者の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 提出期限

平成 22 年 10 月 29 日

2. 確認対象となる方

本年 9 月 1 日現在で被扶養者として認定されている方としますが、次の場合を除きます。

- (1) 本年 4 月 1 日以後に被扶養者の認定を受けた方
- (2) 本年 4 月 1 日において義務教育を修了されていない方

全ての被扶養者が上記(1)又は(2)に該当する場合は、「調書」の提出が不要となるため送付しておりません。

3. 記入方法

- (1) 「職業」欄は、職業の文字にこだわらず、「 高校」「 大学」「年金収入」「専業主婦」「パート」等その実態がわかるようにご記入ください。
- (2) 被保険者と別居の場合は備考欄に被扶養者の住所をご記入ください。

4. 添付書類

次に掲げる被扶養者は、必要な証明書等を添付していただくようお願い申し上げます。

- (1) 高校卒業後の学生(大学生、専門学校生、予備校生及び留学生を含む)
学生証の写し、又は、在学証明書
(ただし、高校生は「職業欄」に高校生と記入すれば、添付書類は必要ありません)
- (2) 上記(1)以外の義務教育修了後の被扶養者(直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹)
市町村発行の「課税・非課税証明書」等の収入を証明する書類
年金(老齢年金・障害年金・遺族年金)、恩給などの公的年金受給者は、 と合わせて、その年金の直近の「年金額改定通知書」又は、「年金振込通知書」の写し
被扶養者が、被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹以外であるときには、被保険者と同一世帯に属していることを確認できる書類(住民票等)を添付してください。

対象者	添付書類	の書類	の書類
配偶者(内縁関係も含む)			
子・孫・弟妹			
父母・祖父母・曾祖父母			
配偶者の父母・祖父母・曾祖父母			
兄姉及び配偶者の兄弟・姉妹			
その他の扶養家族			

5. 削除手続

収入額が認定要件を超える場合(60歳未満で年間収入が130万円以上等)及び就職や結婚等で既に他の医療保険に加入している場合等、被扶養者としての要件を満たさない場合は、「被扶養者(異動)届」に被保険者証を添付の上、「調書」と同時に提出してください。

6. その他

- (1) 調査対象の方々の書類提出がない場合は、引き続いて被扶養者としての認定ができませんので、提出漏れのないように十分ご注意ください。
- (2) 初回認定時は、「確認」とは異なる取扱いとなりますのでご注意ください。

提出していただく書類は、封入して「調書」に添付して提出することもできます。
「調書」は、健康保険者証の番号順に並べてご提出していただきますようお願いいたします。

以上